

ユニット型個室（64床）利用に要する費用【1割負担】 R4.4.1~

	利用者 負担段階	①介護サービス費 (月額) 1割負担の額	②居住費 (月額)	③食費 (月額)	月額	月額計算例 (30日で計算)
要介護1	第3段階②	652	1,310	1,360	3,322	99,660
	第3段階①		1,310	650	2,612	78,360
	第2段階		820	390	1,862	55,860
	第1段階		820	300	1,772	53,160
要介護2	第3段階②	720	1,310	1,360	3,390	101,700
	第3段階①		1,310	650	2,680	80,400
	第2段階		820	390	1,930	57,900
	第1段階		820	300	1,840	55,200
要介護3	第3段階②	793	1,310	1,360	3,463	103,890
	第3段階①		1,310	650	2,753	82,590
	第2段階		820	390	2,003	60,090
	第1段階		820	300	1,913	57,390
要介護4	第3段階②	862	1,310	1,360	3,532	105,960
	第3段階①		1,310	650	2,822	84,660
	第2段階		820	390	2,072	62,160
	第1段階		820	300	1,982	59,460
要介護5	第3段階②	929	1,310	1,360	3,599	107,970
	第3段階①		1,310	650	2,889	86,670
	第2段階		820	390	2,139	64,170
	第1段階		820	300	2,049	61,470

※食費は1食以上提供した場合に月額を計上します。

※第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、遠野市の発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

※生活保護受給者のユニット型個室利用については遠野市にご確認下さい。

※利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

入所者に共通して加算される費用（①に加算される1割負担の額）

加算項目	内容等	日額	月額
日常生活継続支援加算	重度要介護者に対する体制	46	1,380
口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科衛生士による月2回以上の訪問、介護職員への具体的助言指導し、内容を厚労省に提出	—	110
ADL維持等加算Ⅰ	ADLを測定、評価し、LIFEで厚労省に情報提供。入所後、12ヶ月後より算定	—	30
ADL維持等加算Ⅱ	ADLを測定、評価し、厚労省に情報提供。ADL利得が2以上。12カ月後より算定。	—	60
自立支援促進加算	自立支援に係る医学的評価と支援計画の策定、LIFEで厚労省に情報提供	—	300
科学的介護推進体制加算Ⅱ	心身の状況、疾病、服薬等の情報をLIFEで厚労省に情報提供	—	50
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師1名以上配置	4	120
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上配置	8	240
夜勤職員体制加算Ⅱ	基準より夜勤職員1名以上配置	18	540
栄養マネジメント強化加算	継続的な栄養管理の強化	11	330
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡発生予防の評価とケアの実施	—	3
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡リスクがある者に褥瘡の発生が無いこと	—	13
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等の実施	8.3%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等の賃金の改善等の実施	2.7%	

該当者のみ加算される費用（①に加算される1割負担の額）

加算項目	内容等	日額	1回の料金
初期加算	入所後30日間算定	30	—
安全対策体制加算	入所初日に限り算定	—	20
外泊加算	入院又は外泊（月に6日間まで）	246	—
個別機能訓練加算Ⅰ	計画に基づき訓練を実施	12	—
個別機能訓練加算Ⅱ	LIFEによる厚労省への情報提供	—	20
療養食加算	医師の指示に基づく療養食の提供	18	6
看取り介護加算	死亡日から遡り45日目から31日目まで	72	—
看取り介護加算	死亡日から遡り30日目から4日目まで	144	—
看取り介護加算	死亡日の前々日と前日	680	—
看取り介護加算	死亡した日	1,280	—
経口維持加算Ⅰ	経口維持計画に基づく支援	400（月額）	

その他の料金（①～③以外の料金）

項目	料金	備考
日常生活品費、理容・美容代、予防接種代、行事等の費用、家族会費など	実費	業者が定めた料金
預り金(通帳)管理料	50円（日額）	

従来型多床室（36床）利用に要する費用【1割負担】 R4.4.1～

	利用者 負担段階	①介護サービス費 (月額) 1割負担の 額	②居住費 (月額)	③食費 (月額)	月額 日額	月額計算例 (30日で計算)
要 介 護 1	第3段階②	573	370	1,360	2,303	69,090
	第3段階①		370	650	1,593	47,790
	第2段階		370	390	1,333	39,990
	第1段階		0	300	873	26,190
要 介 護 2	第3段階②	641	370	1360	2,371	71,130
	第3段階①		370	650	1,661	49,830
	第2段階		370	390	1,401	42,030
	第1段階		0	300	941	28,230
要 介 護 3	第3段階②	712	370	1360	2,442	73,260
	第3段階①		370	650	1,732	51,960
	第2段階		370	390	1,472	44,160
	第1段階		0	300	1,012	30,360
要 介 護 4	第3段階②	780	370	1360	2,510	75,300
	第3段階①		370	650	1,800	54,000
	第2段階		370	390	1,540	46,200
	第1段階		0	300	1,080	32,400
要 介 護 5	第3段階②	847	370	1360	2,577	77,310
	第3段階①		370	650	1,867	56,010
	第2段階		370	390	1,607	48,210
	第1段階		0	300	1,147	34,410

※食費は1食以上提供した場合に月額を計上します。

※第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、遠野市の発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

※生活保護受給者のユニット型個室利用については遠野市にご確認下さい。

※利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

入所者に共通して加算される費用（①に加算される 1 割負担の額）

加算項目	内容等	日額	月額
日常生活継続支援加算	重度要介護者に対する体制	36	1,080
口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科衛生士による月 2 回以上の訪問、介護職員への具体的助言指導し、内容を厚労省に提出	—	110
ADL 維持等加算Ⅰ	ADL を測定、評価し、LIFE で厚労省に情報提供	—	30
ADL 維持等加算Ⅱ	ADL を測定、評価し、厚労省に情報提供。ADL 利得が 2 以上。12 カ月後より算定。	—	60
自立支援促進加算	自立支援に係る医学的評価と支援計画の策定、LIFE で厚労省に情報提供	—	300
科学的介護推進体制加算Ⅱ	心身の状況、疾病、服薬等の情報を LIFE で厚労省に情報提供	—	50
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師 1 名以上配置	6	180
看護体制加算Ⅱ	基準より 1 名以上配置	13	390
夜勤職員体制加算Ⅰ	基準より夜勤職員 1 名以上配置	22	660
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡発生予防の評価とケアの実施	—	3
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡リスクがある者に褥瘡の発生が無いこと	—	13
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等の実施	8.3%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等の賃金の改善等の実施	2.7%	

該当者のみ加算される費用（①に加算される 1 割負担の額）

加算項目	内容等	日額	1 回の料金
初期加算	入所後 30 日間算定	30	—
安全対策体制加算	入所初日に限り算定	—	20
外泊加算	入院又は外泊（月に 6 日間まで）	246	—
個別機能訓練加算Ⅰ	計画に基づき訓練を実施	12	—
個別機能訓練加算Ⅱ	LIFE による厚労省への情報提供	—	20
療養食加算	医師の指示に基づく療養食の提供	18	6
看取り介護加算	死亡日から遡り 45 日目から 31 日目まで	72	—
看取り介護加算	死亡日から遡り 30 日目から 4 日目まで	144	—
看取り介護加算	死亡日の前々日と前日	680	—
看取り介護加算	死亡した日	1,280	—
経口維持加算Ⅰ	経口維持計画に基づく支援	400（月額）	

その他の料金（①～③以外の料金）

項目	料金	備考
日常生活品費、理容・美容代、予防接種代、行事等の費用、家族会費など	実費	業者が定めた料金
預り金(通帳)管理料	50 円（日額）	